



神奈川大学フロンティアクラブ会報

発行日 2014年9月10日
編集・発行 神奈川大学フロンティアクラブ
組織・広報専門委員会
事務局 神奈川大学 総務部校友課内
〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1
TEL.045-481-5661(代)
FAX.045-481-2741

第 22 号

この認識に立ち、本年も主として以下の活動を行うことを総会で決議しました。

奨学金協力のための募金活動

昨年同様、温かいご支援のおかげで、これまでの奨学金に加えて前年に続き東日本震災の被災学生に対する支援奨学金も給付致しました。この貴

フロンティアクラブの活動状況

重要な寄付に受給学生から深い感謝の意と勉学への新たな決意が示されています。他校にはあまり例の無い特異な奨学金へのご協力を、改めて厚くお礼申し上げます。

要に応じての大学からの支出金を加え支給されてきました。今後はこの基金をより安定的・効果的に保持運用していく為に、昨年末以降、大学は保有株式を売却の少ない債券にシフトする事を決めました。この措置によって、今後当クラブも「皆様から寄せられた募金は原則として基金に組み入れる」、但し、「必要時には直接、奨学金に充当する」



基金」の運用果実と、フロンティア会員からの寄付金、必

最後に一言。母校支援活動の一層強化のためには当クラブの会員増強と会員相互間の緊密な交流活動が必須です。その為にも出来る限りの行事を企画していく方針です。当クラブは「未知の領域を切り拓く」(フロンティアの意)が示すとおり、母校が他校と異なる独自性を持つ

の方針で運営して参りたいと考えております。どうか本年も会員の皆様の貴重なご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

産官学フロンティアサロン

発足以来79回のサロンを開催してきました。母校の教員、社会の一線で活躍中のOBを講師としたセミナーは、他に類例の少ないもので、相互の豊富な経験による知的財産を基にした情報の交換、在学生への教育支援など、今後も前向きに推進して参ります。



神奈川大学フロンティアクラブ会長 鈴木 実 (35貿易卒)

活発な会員交流活動で特色ある母校に貢献を

2月定時総会におきまして、5名の委員が退任、新たに6名の運営委員を選出。本年も運営委員一同(12名)、力を合わせ本クラブの発展に向け精一杯努力して参る所存です。どうかこれまでに益してのご指導・ご支援をお願い申し上げます。



神奈川大学は今、「将来構想中期実行計画」を基に、他校との競争力強化に全力を挙げています。我々OBとしても、母校が他校とは異なった特異性を持つ魅力的な大学に発展していくよう、可能な限りの支援活動を行っていかねばと思えます。

箱根交流会に参加して



初めて参加した箱根交流会のゴルフは、春の穏やかな青空のもと富士山を眺める余裕もなく、いつも通りの実力?を発揮しながら和気あいあいとプレーを楽しむことができました。



箱根保養所での表彰と懇親会は、大先輩方との初対面で大変緊張しましたが、和やかな雰囲気の中、美味しいお酒の差し入れもあって大いに盛り上がりました。ゴルフ談義にはじまり、母校のイベントや話題・参加者の近況など、夜遅くまで親睦を深めることができました。

初参加にもかかわらず快く接していただいた会員・事務局の皆さまに感謝し、母校発展のための支援活動にできる限り参加したいと思っております。(昭和46年経済卒 佐藤 武)

次回開催

「第5回箱根交流会開催」

平成26年11月28日(金)~29日(土)

※案内につきましては別途申し込みを発送いたします。

平成26年度 村橋・フロンティア奨学金授与式

2014年7月9日

平成26年7月9日横浜キャンパスにおいて平成26年度 村橋・フロンティア奨学金授与式が開催されました。本年度は、大学院生1名を含む10名と東日本震災の被災学生を対象とした「特別奨学生」4名が採用され合計14名の学生に奨学金が授与されました。



奨学生代表として高木さん(自治行政学科1年)は、「奨学金を頂くことで勉学に励む経済的、時間的な余裕ができました。経済的に苦しい生活をしてきた事から、私は弱者を守る法律家になりたいと思い、行政書士合格、さらに、4年後の法科大学院試験合格に向けて着実に取組んでいきたいと思っております。」と謝辞を述べました。

第20回 神奈川大学 ホームカミングデー開催のご案内

このたび、日頃大学にご支援くださる卒業生の皆様への感謝の意を込め、旧師や旧友、そして母校神奈川大学との絆を深めていただくことを目的として、神奈川大学ホームカミングデーが開催されます。ぜひこの機会にお越しいただき、秋の一日を母校で楽しくお過ごしください。



2014年10月19日(日)

10:30 ~ 「記念講演会」 横浜キャンパス3号館地下講堂

講師: 映画監督 李相日(平8経済卒) 新潟県生まれ、代表作「フラガール」「悪人」

12:00 ~ 「式典・懇親会」 横浜キャンパス体育館

【問合せ先】

神奈川大学 ホームカミングデー実施事務局

電話: 045-481-5661(代) / FAX: 045-481-2741

母校の飛躍に貢献出来る フロンティアクラブを目指して



副会長 村田 龍也 (39歳 経済卒)

この度副会長をお受けする事になりました村田龍也です。微力ながら鈴木会長を支え、会の運営活性化に努める所存です。私自身広報委員に名を

つらねる迄は、クラブはどの様な活動を行っているのか恥ずかしながら知りませんでした。活動を通じて本クラブは長年に亘り諸先輩方がご尽力をつくされ今日に至っている事が理解出来てきました。これから二年、鈴木会長、副会長、組織・広報委員、奨学金等協力専門委員、産官学共同専門委員の皆さんが一致協力して母校の発展に寄与し、会の繁栄の為に努力していく所存です。まず活動のポイント

等、将来に向け前進中です。又、本会とは直接関係は無いのですが、野球部の全日本大会での準優勝、全日本駅伝予選会のトップ通過、水泳部の活躍等目ざましいものがあります。この母校の活躍をサポートする意味からも会員各位の積極的な参画と沢山の方に当会員に参加していただきたくお願い申し上げます。

卒業生が誇れる神奈川大学へ



副会長 實方 誠一 (48歳 工学卒)

私が学生だった40数年前の神奈川大学と今の神奈川大学と月とスッポンほどの違いがあるのを感じます。綺麗な校舎、充実した設備、充実したサービス、財務状況、先生、職員など何を見ても素晴らしい教育環境を整えていると感じております。今の学生はたいへん幸せだと思っております。

神奈川大学は、たくさん卒業生を輩出しており、社会で大活躍をされている方々もたくさんおります。社会の中では、神奈川大学卒ということ誇りにして堂々と活動

し、また同窓ということでの繋がり、絆、連携のようなものが東京6大学と比べて少ないような気がします。OBとして神奈川大学の知名度が何かにつけ上がるのは、誇りであり、鼻が高いものであります。最近の神奈川大学のスポーツ部は駅伝だけでなく、野球、水泳、スケート・たくさん活躍をされております。

神奈川大学の後輩たちが社会で活躍・貢献する人材が出来るようフロンティアクラブとしてバックアップを少しでもできればと考えております。神奈川大学の発展に微力ながらお役に立てればと思っております。

神奈川大学の後輩たちが社会で活躍・貢献する人材が出来るようフロンティアクラブとしてバックアップを少しでもできればと考えております。神奈川大学の発展に微力ながらお役に立てればと思っております。

一戸英輔前委員長の後任を仰せつかりました中野です。飯田委員、石渡委員と力を合わせ、本委員会の事業推進に精一杯努力したいと考えております。

会員の増強に協力を！



副会長 春原正三郎 (47歳 法律卒)

今回副会長に就任した春原(すのはら)正三郎です。発足の目的は「母校神奈川大学の充実発展に寄与し、あわせて会員相互の交流を図ること」と記され、それに合わせ

て来た教員、卒業生講師によるフロンティアサロンと称した勉強会や情報の発掘、提供を基とした「産官学活動支援」を平成9年12月発足以来、地道に活動して来ています。しかし、如何せん現状の120余名の会員ではあまりにも脆弱であり目的達成には遠く躍動化を図る必要があります。早急に母校愛の溢れた、社会の第一線で活躍中、または経験された多くの先輩諸氏の入会を期待せねばなりません。発足目的である神奈川大学充実発展に寄与する支援活動のため、会員募集を役員は勿論、会員皆様の積極的なご協力をお願いします。

就職、3年後現職に転じ、総務経理畑一筋40年、もう少し頑張ります。趣味はビールと旅と大工と女房。(65歳、横浜市在住、鹿児島県出身)

奨学金等協力専門委員会



委員長 中野 健一 (45歳 経済卒)

組織・広報専門委員会



委員長 原 柳作 (46歳 英文卒)

組織広報委員会の活動としては、前任者の方針を踏襲し①新規会員の獲得②会員相互の懇親を深めるため各種企画の実施③広報の充実④教職

卒業後、入社した地元の新開社で今も働いています。酒も演歌も好きで、テレビよりラジオです。明るく、楽しく、元気良く！(65歳、三浦市在住、長野県生まれ)

「村橋・フロンティア奨学金」は、神奈川大学に在学する大学院生および学部学生のうち学業成績、人物ともに優れ、かつ経済的な理由により修学が困難と認められる者に對し給付する目的で設けられたもので、母校の中でも重要な学生支援制度の一つであります。

産官学共同専門委員会



委員長 古川 勝彦 (40歳 経済卒)

産官学共同専門委員会は、柳沢剛前々委員長が永年にわたり努力され組織、仕組みを作り上げていただき、小淵昌夫前委員長が引き継がれ、今回、私、古川勝彦と久保清治が委員に就任、この伝統を受け継ぎ、事業の推進にあたる事になりました。この推進にあたり、大学事務局の総務部・研究支援部各位、特に、校友課と産官学連携推進室のご協力をいただき、さらに鈴木実会長・各副会長の「指導の

したがつて、今後とも安定的に、永続的運営していくことが望まれており、本委員会としましては、「村橋・フロンティア奨学金制度の一層の充実」という基本方針のもと、これまで実施しております募金要領と合せ、募集方法の多様化を検討する等、息の長い募金活動を推進していく所存です。

引き続き、会員の皆様のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

と、またフロンティアクラブの他委員会(組織・広報専門委員会、奨学金等協力専門委員会)との連携を密にし、実行してゆきたいと考えておりますので、会員各位のご協力とご支援をお願いする次第です。起稿時、産官学交流フロンティアサロンは79回を迎え、この間、講師として、奈川の先生方と交互に、会員からも登壇をお願いし、母校神奈川大学卒業後の実務経験、活動状況等を語って頂いております。お話しの前後で、内容に関する語らいを通して、交流が一層深まることを期待しておりますので、万障お繰り合わせ頂き、多くの会員の皆さまのご参加をお願いする次第です。

さらに、産官学連携という視点で、クラブ会員の知識と経験を、大学や社会に貢献できるような可能性を模索し、校友課や産官学連携室と更に連携強化し、教学の先生方と相談の上、交流や支援に関する企画の提案、また、学生との交流を含めた交流サロンの企画、産学連携が生み出すビジネス展開の実現への一石二鳥にも挑戦。「ローマは一日にしてならず」、「千里の道も一歩から」の格言を活かす一つ取り組んでまいります。今後とも、皆さまのご期待に沿えますよう努めてまいります。

第79回産学交流フロンティアサロン

「日本の労働環境の変化と労働法」

講師：特定社会保険労務士 佐藤 重夫 (45歳 経済卒)

平成26年7月16日(水)

1 自己紹介
私は、昭和22年に福島県郡山市に生まれ、昭和41年に神奈川大学経済学部経済学科に入学しました。入学当時は、故米田吉盛先生が健在で、大学も穏やかで父も本学の卒業生(昭和15年高等商業卒)の関係から最後の薫陶を得た一人です。クラスでは、今こそ苦勞なさっている佐藤雄平福島県知事が後々の席で、私は、4年間クラス委員をやりました。当時の卒業単位は、160単位以上あり、それが3年時からの学生運動のあおりで132単位になったため、2年修了時には卒業単位を満たしておりました。また、当時の経済学部は、米田先生が、法学部卒業の関係か、1年時に憲法、2年時に民法、3年時に商法(会社法)が必修でした。経済学部でも、法律の考え方を学ばせていただいたことは、大変有意義でありました。就職も早々に決まりました。就職も早々に決まりました。就職も早々に決まりました。就職も早々に決まりました。

2 労働環境の変化
私が、社会人の門をくぐったころは日本型雇用システム(終身雇用・年功序列・長期決裁システム)の華やかしい時代でした。大企業に入れば安泰という時代でした。その後、オイルショック、バブル崩壊、リーマンショックを経て、正社員が絞り込みにより非正規労働者が大幅増加して来ましたが、非正規労働者は、本意で選択者を多数含み37%にまで

増加し、雇用環境は大きく変化を遂げました。このように働き方の多様化により労働法制は、アベノミックスの成長戦略と相まって、有期労働者の無期転換、派遣労働者、パートタイマー等の法律の変更がなされようとしています。少子高齢化対策として、女子・高齢者、外国人労働者の活用を活性化していきかない限り、日本は立ち往かなくなっていくでしょう。企業は、「人間関係・慣行」で済んだ時代から「約束を守る」時代へ変革を認識し、自社の実態、時代の変化に合わせた就業規則を作成し、従業員への周知の徹底が大事です。就業規則は、雇用形態の多様化、職種、働き方等で別々のものを作成する必要があり、個別的労働紛争が増大していく中、就業規則でどう謳って、どう周知しているかが重要で、個別的労働紛争の中で一番増加傾向にあるのがパワハラの問題です。防止規定の作成、ライン長等の研修の実施、相談窓口の設置、産業医等の配置等の実施は当然ですが、今後新規採用する若者は、集団活動が苦手な、打たれ弱い傾向

3 労働時間法制
労働時間については、長時間労働による健康障害・過労死、不払い残業代等問題が山積している中、成果で賃金を払うホワイトカラー・エグゼクティブを導入しようという動きが見られます。労働基準法においては、1日8時間、1週40時間の原則を基に時間外・休日労働を行わせる場合は36協定を締結しなければなりません。我が国の労働時間は、表向き欧米並の年間1700時間台になっていますが、正社員の20、30歳台においては、2500時間以上に長時間労働が行われる割には生産性低いのが現状です。労働時間短縮は世界の趨勢であり、女性の社会進出のためにもワークライフバランスが必要で、所定労働時間内に能力よく質の高い仕事を求められる今日、労使双方が協力し合って本気で取り組んでいかなくてはならない課題です。

4 労働紛争解決に当たって
労働紛争も病氣と同じく予防が大事です。就業規則等の周知・徹底、労使双方の話し合い未然に紛争の根を摘取ることが肝要です。